

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 文化スポーツ振興課 文化振興担当		
許 認 可 等 名	徳島ガラススタジオの利用料金の減免		
根 拠 法 令	徳島ガラススタジオ条例		
根 拠 条 項	第10条		
連 絡 先	公益財団法人徳島市文化振興公社 徳島ガラススタジオ（電話669-1195）		
審 査 基 準	基 準	次の各号のいずれかに該当する場合は、付属設備の利用料金を減免できる。 (1) 徳島市が使用するとき。 (2) 指定管理者が施設の設置目的に合致した事業に使用するとき。 (3) 指定管理者が特に必要があると認め、市長の承認を得たとき。	
	参 考 事 項		
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）	
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 （設定しないものについてはその理由）	総日数 7日（休日を除く）	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）	

審查基準

基 準